

# 総合口座取引規定

## 1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、〈ナント〉総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
  - ① 普通預金
  - ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、利息分割受取型自由金利型定期預金（M型）、利息分割受取型自由金利型定期預金、変動金利定期預金および6カ月据置定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）
  - ③ 前②の定期預金を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 前(1)①②の各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

## 2. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、当店のほか当行本支店のいずれの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。
- (2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、利息分割受取型自由金利型定期預金（M型）、変動金利定期預金および6カ月据置定期預金の預入れは一口1万円以上（ただし、中間利息定期預金によって作成されるこれらの預金の預入れの場合を除きます。）、自由金利型定期預金および利息分割受取型自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、定期預金の預入れまたは書替継続（減額により書替をする場合を除きます。）は当店のほか当行本支店のいずれの店舗でも取り扱います。解約または減額して書替継続するときは、当行の定める一定限度額までは当店のほか当行本支店のいずれの店舗でも取扱います。

## 3. (定期預金への受入れ)

定期預金には、現金により受入れます。手形、小切手、配当金領収証その他の証券を受入れることはできません。

## 4. (定期預金の自動継続)

- (1) 自動継続定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金および6カ月据置定期預金は、当行所定の上限金額を超える場合を除き、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限にそれぞれ期日指定定期預金、6カ月据置定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前(1)と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。ただし、期日指定定期預金および6カ月据置定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。
- (4) 継続を停止した期日指定定期預金のうち、最長預入期限を満期日としたものは、満期日に自動的に解約し、元利金はこの取引の普通預金へ入金します。
- (5) 継続を停止した6カ月据置定期預金は、最長預入期限到来時に自動的に解約し、元利金はこの取引の普通預金へ入金します。
- (6) 継続を停止した自由金利型定期預金（M型）、利息分割受取型自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金は満期日に自動的に解約し、元利金はこの取引の普通預金へ入金します。

## 5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。
- (2) この預金の払戻し（解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。以下、同じです。）にあたっては、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行い

ません。

- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
- (5) 喪失物件の再発行にあたって、当行所定の手数料を預金通帳・払戻請求書の提出を受けずにこの口座から引き落とす場合があります。
- (6) 当行が別に定める時限以降にこの預金口座に受入した資金は、入金日における各種料金等の自動支払には充当しません。

## 6. (預金利息の支払)

- (1) 普通預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

## 7. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前(1)による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、この取引の定期預金の合計額の90%または300万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 前(1)による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記9.(1)①の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

## 8. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金があるときは、後記(2)の順序に従い、その合計額について334万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、後記9.(1)①の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。
- (3) 貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮)差押があった場合には、前記7.(2)により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の全額を除外することとし、前(1)(2)と同様の方法により貸越金の担保とします。

この場合、貸越金为新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

## 9. (貸越金利息等)

- (1)① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
  - A. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合  
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率
  - B. 自由金利型定期預金(M型)、利息分割受取型自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合  
その自由金利型定期預金(M型)、利息分割受取型自由金利型定期預金(M型)ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率

- C. 自由金利型定期預金および利息分割受取型自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合  
その自由金利型定期預金および利息分割受取型自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年 0.50%を加えた利率
- D. 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合  
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年 0.50%を加えた利率
- E. 6 カ月据置定期預金を貸越金の担保とする場合  
その 6 カ月据置定期預金ごとにその「5 年」の利率に年 0.50%を加えた利率

- ② 前①の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、前①にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

(2) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14%（年 365 日の日割計算）とします。

#### 10.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。なお、通帳の再発行については店頭表示の手数料をご負担いただきます。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があった時は、直ちに当行所定の方法により届出てください。

#### 11.（成年後見人等の届け出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店にお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前(1)(2)と同様にお届けください。
- (4) 前(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。また、預金者の成年後見人等または任意後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人の選任がされた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前(1)から(4)の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 12.（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他書類に使用された印影を届出の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 13.（即時支払）

- (1) 次の①②③④の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。
  - ① 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
  - ② 相続の開始があったとき

- ③ 前記 9. (1)②により極度額をこえたまま 6 か月を経過したとき
  - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
- ① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
  - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

#### 14. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、払戻し等の預金取引を一部制限する場合があります。
- (2) 3年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引を一部制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間、その他必要な事項を当行所定の方法により届出てください。当該預金者が当行に届出た在留期間が経過した場合、当行は、払戻し等の預金取引を一部制限することができるものとします。
- (4) 前(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。
  - ① 不相応に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
  - ② 外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等の外為取引全般
  - ③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (5) 前(1)から(4)に定めるいずれかの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたときと当行が認める場合、当行は速やかに前(1)から(4)の取引等の制限を解除します。

#### 15. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の通帳を発行します。ただし、普通預金を単独でお取引いただいている口座の解約については、当店以外の当行本支店にもお申出いただくことができます。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が後記 18. (1)に違反した場合
  - ③ この預金が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および前記 14. (1)で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
  - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合
  - ⑥ 前①から⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引

を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。またこの取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
  - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - E. その他AからDに準ずる行為
- (4) 前記 13. 各項または前記 15. (3)のいずれかの事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

#### 16. (当行からの相殺等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。
  - ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
  - ② 前①により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前(1)によって相殺等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

#### 17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、定期預金が前記 8. (1)により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充當することとします。
  - ② 前①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。
  - ③ 前①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 前(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① 定期預金の利息の計算については、当行の当該各取引の規定によるものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 前(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 18. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

#### 19. (民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律について)

この預金について 10 年を越えて入出金等の異動がなかった場合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第 2 条第 6 項の休眠預金等に該当するものとして、この預金にかかる資金は、同法第 7 条にもとづき預金保険機構に移管されます。休眠預金等に関しては、当行ホームページに掲載している休眠預金規定が適用されます。

#### 20. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 次の(2)から(8)の定めは、個人の預金者に限り適用されます。
- (2) 盗取された通帳(証書)を用いて行われた不正な払戻し(以下、「当該払戻し」といいます。)については、次の①から③のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① 通帳(証書)の盗難に気づいてから速やかに、当行への通知が行われていること。
  - ② 通帳(証書)の不正使用・被害状況に関する当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものと示していること
- (3) 前(2)の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前記 12. にかかわらず補てんするものとします。
- ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることかつ預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。
- (4) 前(1)から(3)の規定は、前(2)にかかる当行への通知が、この通帳(証書)が盗取された日(通帳(証書)が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳(証書)を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2 年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (5) 前(3)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
    - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B. 預金者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用者によって行われたこと

C. 預金者が、被害状況について当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳（証書）の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと

(6) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前(2)にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けたものから損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(7) 当行が前(3)の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。

(8) 当行が前(3)の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳（証書）により不正な払戻しを受けたものその他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

## 21.（規定の変更）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上